

責任ある投資家となるために

株式会社グッドバンカー
リサーチチーム

2014年2月、金融庁が「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」を策定しました。5月末までに127社が受け入れを表明しており、その中には世界最大級の年金基金であるGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)もあります。この日本版スチュワードシップ・コードでは、投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、7つの原則とそれぞれの指針が定められています。機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定と公表、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じた問題認識の共有化と改善への努力を行うとともに、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うことが求められています。

スチュワードシップ・コードは、2010年にイギリスで初めて制定されました。機関投資家による投資先企業の経営監視が不十分であったことが、リーマンショック後の金融危機を深刻化させた理由の一つだと考えられたのです。そこで、機関投資家が、より積極的な投資先企業との対話による企業経営の健全化を促すことで、長期的な企業のパフォーマンスの向上と、それによる顧客への利益の最大化をめざし、そのための具体的な行動原則を提示しました。

これに引き続き、南アフリカ、カナダ、オランダ、スイス、イタリア、マレーシアといった国々も、それぞれの責任ある投資家のためのコードを策定しました。さらに、シンガポールでも、アジア開発銀行とASEAN資本市場フォーラムによるASEAN諸国のコーポレート・ガバナンスレベルに関する評価結果が下から2番目(最下位はベトナム)という結果を受け、コード策定の必要性が検討されています。

このように、世界の機関投資家が「責任ある投資家」となるべく、それぞれの原則・方針を定め、積極的に企業に関与する動きが出てきています。それは、単なる倫理的・理念的なものではなく、あくまでも投資先企業のパフォーマンス改善による顧客リターンの向上をめざしたものです。

日本版スチュワードシップ・コードには、海外の機関投資家も参加しています。企業にとっては、投資家との対話に応じ、積極的に情報を開示することで、社会的責任を果たすための改善の機会を与えられるとともに、投資家を「責任ある投資家」に変えていくこともできると言えます。